

気仙沼圏域介護人材確保協議会設置要綱

(設置)

第1 気仙沼圏域における介護人材の確保について官民一体となって取り組みを行うため、気仙沼圏域介護人材確保協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 気仙沼圏域における介護人材の現状と課題に関する事項について
- (2) 気仙沼圏域での介護人材確保に関する取り組みについて
- (3) その他必要な事項について

(組織)

第3 協議会は、別表1に掲げる機関（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

2 協議会の下部組織として、別表2に掲げる機関をもって構成するワーキンググループを置く。

(会長)

第4 協議会に会長を置く。

2 会長は、気仙沼・南三陸介護サービス法人連絡協議会の会長をもって充てる。

(会議)

第5 協議会の会議及びワーキンググループ（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議には、必要に応じ、構成員以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第6 協議会の事務を処理するため、事務局を宮城県気仙沼保健福祉事務所に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

別表1

- ・ 気仙沼・南三陸介護サービス法人連絡協議会
- ・ 気仙沼公共職業安定所
- ・ 気仙沼市
- ・ 南三陸町
- ・ 宮城県気仙沼保健福祉事務所

別表2

- ・ 気仙沼・南三陸介護サービス法人連絡協議会
- ・ 気仙沼市
- ・ 南三陸町
- ・ 宮城県気仙沼保健福祉事務所